

## 一部事務組合下北医療センター議会第122回定例会会議録

議事日程

平成26年3月24日（月曜日）午前10時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 管理者運営方針

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 一般質問

第6 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第4号 平成25年度一部事務組合下北医療センター補正予算
- (5) 議案第5号 平成26年度一部事務組合下北医療センター予算
- (6) 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成25年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1 番	川 下	八十美	9 番	宮 野	昭 一
2 番	目 時	睦 男	10 番	岩 泉	盛 利
3 番	佐 賀	英 生	11 番	吉 田	光 男
4 番	濱 田	栄 子	12 番	川 村	隆 隆
5 番	浅 利	竹 二 郎	13 番	八 戸	義 之
6 番	大 瀧	次 男	15 番	竹 内	典 和
7 番	鎌 田	ちよ子	16 番	宮 川	尚 尚
8 番	岡 崎	健 吾			

欠席議員（1人）

1 4 番	金 森	一 規
-------	-----	-----

出席説明員

管 理 者	宮 下	順 一 郎	むつ総合病院長	田 中	宏 司
代表副管理者	金 澤	満 春 夫	国民健康保険長	佐 藤	信 彦
副 管 理 者	越 善	靖 夫	国民健康保険長	橋 本	敬 司
副 管 理 者	飯 田	浩 一 男	国民健康保険長	山 本	信 哉
佐井村総務課長	鹿 嶋	年 昇	国民健康保険所長	坂 本	淳 夫
代表監査委員	阿 部	重 美 明	国民健康保険所長	中 村	正 和
むつ総合病院長	佐 藤	信 幸	国民健康保険所長	星	久 南
事業本部事務局長	飛 内	導 明	国民健康保険所長	柳 谷	昌 人
むつ総合病院局長	嶋 澤	信 幸	佐井地区診療所長	畑 中	る み
むつ総合病院理事	工 藤	初 男	監事 査務 委員長		
むつ総合病院課長	木 村	雅 敏	監事 査務 委員長		
むつ総合病院院長	吉 田	真	監事 査務 委員長		
むつ総合病院幹事			監事 査務 委員長		
むつ総合病院幹事			監事 査務 委員長		
むつ総合病院幹事			監事 査務 委員長		

出席事務局職員

事業本部幹事	松 山	勝	事業本部	高 田	耕 次
事務局総括主幹	工 藤	大 介	事務局主事	柳 田	雄 規
事務局会計係長	奥 島	敏 博	事務局主事	仁 木	陣 陣

## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（鎌田ちよ子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第122回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、4番濱田栄子議員及び15番竹内典和議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 管理者運営方針

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 管理者運営方針に入ります。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） おはようございます。一部事務組合下北医療センター議会第122回定例会の開会に当たりまして、平成26年度の組合運営に臨む所信の一端を申し述べ、議員各位及び地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法が昨年12月に公布されました。

この法律には、少子化対策、介護保険制度、公的年金制度の改革とともに、医療制度の改革がうたわれており、現在開かれております通常国会に関係法案が提出され、平成29年度まで順次実施するとしております。

その医療制度改革の中に、病床機能の分化と連携が掲げられております。

医療法の改正により、一般病床または療養病床を有する病院・診療所が高度急性期機能・急性期機能・回復期機能及び慢性期機能の4つの病床機能を都道府県に報告する制度を創設し、それをもとに都道府県が地域の医療提供体制の構想「地域医療ビジョン」を策定し、二次医療圏ごとの必要病床の適切な区分を設定するとし、都道府県の役割を強化する内容となっております。

これは、国において、平成22年から24年までの間に生まれたいわゆる「団塊の世代」が75歳に達する平成37年（西暦2025年）には、必要病床数が現在の166万床から202万床に急増すると見込み、医師数が少ない中でこのように病床数をふやしていくことは非現実的として、1日当たりの入院患者数を現在の133万人から162万人までの増加にとどめる計画とし、在宅医療の推進に力を入れるための方策のようであります。

さて、平成26年度は、2年に1度の診療報酬改定の年度に当たります。

今回の改定は、0.1%のプラス改定ということ

であります。このうち消費税対応分が1.36%ということですので、実質は1.26%のマイナス改定となり、病院・診療所にとっては、非常に厳しい経営が予想されます。

今回の診療報酬改定では、消費税対応分として、初診料、再診料、入院基本料等が引き上げられます。

しかし、病院・診療所は、保険診療が非課税とされているため、医療機器や薬品、診療材料を購入する際に掛かる消費税を患者に転嫁できないことにより、税を納めるときに控除されない「控除対象外消費税」いわゆる「損税」が生じています。

このため、今回の消費税対応分の診療報酬引き上げが消費税率3%引き上げによる損税を全てカバーしてくれることを願うものであります。

また、今回の改定により、平均在院日数の算定の見直しが行われ、これまで計算対象外でありました90日を超えて入院している患者が計算対象となり、さらに、今まで計算対象でありました短期間で退院可能な手術または検査で入院している患者の一部について計算対象外となりました。

このことから、むつ総合病院は、現在、看護師不足により7対1看護配置基準に達しておりませんが、平均在院日数についても18日以内という基準に達しない状況となり、以前のように7対1入院基本料算定病院に戻るの、不可能な状況となりました。

次に、資金不足等解消計画についてであります。

平成24年度をもって、一部事務組合下北医療センター経営健全化計画が完了いたしましたが、依然として平成24年度末において、下北医療センター全体で約17億5,402万円の資金不足が生じています。

川内診療所及び佐井地区診療所は、平成25年度で資金不足が解消いたしますが、残る脇野沢診療所及び風間浦診療所は平成26年度で、大畑診療所

は平成29年度で資金不足を解消する計画としており、市町村からの確実な繰入れにより全額解消に取り組んでまいります。

次に、平成21年度から平成25年度までの5年間における一部事務組合下北医療センター改革プランについてであります。 「経営の健全化」につきましては、平成19年度末に約69億4,197万円の不良債務がありましたが、一般会計からの繰入れ及び病院・診療所の経営努力により、平成24年度末までに約51億8,795万円を解消いたしました。

「再編・ネットワーク化」につきましては、下北地域保健医療圏における自治体病院機能再編成計画に基づき、平成21年4月から、川内病院を診療所に機能転換いたしました。

「経営形態の見直し」につきましては、平成21年4月から、大畑診療所に指定管理者制度を導入いたしました。

また、むつ総合病院のみの一部事務組合とする組織改編を掲げましたが、しっかりと将来を見据え、医療サービスの安定的な提供と持続可能な経営の確保を目指した組織体制の見直しを検討してまいります。

次に、むつ総合病院の医師臨床研修についてであります。平成25年度の募集定員8人に対し、中間発表では1位希望者が3人でありましたが、最終的にフルマッチとなり、大変喜ばしい結果となりました。

これにより、平成25年度は1年次、2年次研修医合わせて5人と過去最低の人数でしたが、平成26年度は1年次研修医8人、2年次研修医2人の合計10人の予定となり、今年度の2倍にふえることとなります。

今後も研修医にとって魅力ある病院であることを機会あるごとに情報発信し、最良のマッチング結果となるように努めてまいります。

次に、当地域に青森県から派遣となっている自

治医科大学卒の医師についてであります、大間病院では、6人のうち5人が交代となります。

特に院長、副院長がそろって交代となり、一番若い医師1人だけが派遣延長ということとなりますので、新しい体制が機能するには、少し時間が掛かることとなりますので、地域住民のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

むつ総合病院では、自治医科大学卒の医師2人が配置となっておりますが、そのうち1人が派遣終了となり、4月からは1人だけの配置となりますので、むつ総合病院での診療体制のみならず、診療応援にも支障が出ることとなりました。

また、弘前大学整形外科学教室の人事異動により、むつ総合病院の整形外科医師が、平成26年4月から1人減の4人体制となります。

このため、下北医療センター内の5施設に対し、診療応援をしておりましたが、むつ総合病院における緊急手術、救急診療に対応するため、4月の診療応援ができなくなりました。

地域の皆様には大変ご不便をおかけすることとなりますが、ご了承いただきたいと存じます。

5月以降につきましては、現在、弘前大学に対し、月1回でも診療応援が可能となるように応援を要請しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、看護師確保対策として、平成22年から導入いたしました修学資金貸与制度の利用者による採用が、平成26年は10人の予定となっております、また、平成24年12月から導入した随時募集による採用は、平成25年が7人、平成26年4月が3人の予定と少しずつ効果があらわれているようです。

また、平成25年度には60歳定年退職となる職員から、年金の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生いたします。

このため、雇用と年金の接続を図る必要から再

任用制度を導入することいたしました。

これに伴いまして、平成25年度定年退職となる看護師・准看護師9人のうち、2人が再任用を希望していますので、この再任用制度も看護師確保のための良策ではないかと考えております。

次に、施設整備についてであります、平成26年度は、むつ総合病院臨床研修医宿舎の外構工事を実施いたします。

また、むつ総合病院で外来診療を行っております東診療棟及び西診療棟の冷温水発生機及び空調制御システムについて、平成4年度に設置されて以来、経年劣化により不具合が生じておりますことから、2カ年の継続事業として整備いたします。

以上、平成26年度の組合運営に臨む所信の一端を申し述べましたが、今後も人口減に伴う患者数の減少、消費税の値上げによる各種経費の増加など、各病院・診療所を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想されますが、下北地域の医療を守るため、そして、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、全力を傾注してまいりたいと存じますので、議員各位及び地域住民の皆様のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで管理者の運営方針を終わります。

#### ◎日程第4 議案一括上程、提案理由 説明

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第5号まで及び報告第1号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。  
(宮下順一郎管理者登壇)

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました

5 議案 1 報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第 1 号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に鑑み、四輪の自動車を使用する職員の通勤手当額の上限を引き上げるためのものであります。

次に、議案第 2 号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、佐井村に準じて、佐井歯科診療所に勤務する職員の平成 26 年度における給料月額及び期末勤勉手当を減額するためのものであります。

次に、議案第 3 号 一部事務組合下北医療センター職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ総合病院 4 階病棟において、午後 8 時 50 分から翌日の午前 9 時 30 分までの深夜の全部を含む勤務を試行しておりましたが、4 月から本格実施することに伴い、また、看護師長等の管理職が深夜を含む勤務をした場合や 1 カ月に 10 回以上深夜を含む勤務をした場合に加算を設けることに伴い、夜間看護手当額の上限を引き上げるため、及び国に準じて特殊疾病取扱手当の額を引き上げるためのものであります。

次に、議案第 4 号 平成 25 年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、むつ総合病院において、画像診断依頼件数の増加に伴い、委託料を増額しております。

また、地方公営企業法施行令等の改正により、新たな会計基準が平成 26 年度の予算及び決算から適用されることに伴い、固定資産の状況調査を行った結果、過少となっていた減価償却費を修正す

るため、むつ総合病院、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所、佐井地区診療所及び風間浦診療所において、過年度分損益修正損を増額しておりますほか、資産減耗費及び不納欠損金を増額しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が 130 億 3,142 万 9,000 円、支出が 125 億 8,011 万 6,000 円となります。

次に、議案第 5 号 平成 26 年度一部事務組合下北医療センター予算についてご説明いたします。

まず、業務の予定量についてご説明いたします。病床数は、前年度と同じく 650 床としております。

患者数は、入院患者数で年間 15 万 6,575 人、外来患者数で年間 35 万 6,652 人を見込んでおります。

これを前年度当初予算と比較いたしますと、入院患者数で年間 2,335 人、1.5% の減、外来患者数で年間 690 人、0.2% の減となります。

主要な建設改良事業は、むつ総合病院では臨床研修医宿舎整備事業、東西診療棟冷温水発生機改修事業及び医療機器整備事業を、むつリハビリテーション病院ではボイラー改修事業及び医療機器整備事業を、大間病院、大畑診療所、脇野沢診療所及び佐井地区診療所では医療機器整備事業を予定しております。

次に、収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入は、本部収益 8,409 万 2,000 円、病院事業収益 163 億 3,463 万円の合計 164 億 1,872 万 2,000 円、支出は、組合事務費である総係費 8,409 万 2,000 円、病院事業費用 158 億 8,535 万円の合計 159 億 6,944 万 2,000 円を計上し、差し引き 4 億 4,928 万円の純利益となる収支計画としております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。さきに述べました主要な建設改良事業のほかに、むつ総合病院では東西診療棟空調制御

システム改修事業、R I 棟排水設備等改修事業のほか、患者搬送用及びD M A T（災害派遣医療チーム）活動用として車両の購入を、川内診療所及び風間浦診療所では器械備品の購入を予定しております。

この結果、収入で10億3,911万7,000円、支出で14億3,538万7,000円を計上し、収入額が支出額に対し不足する額3億9,627万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

なお、企業債については、むつ市内の5施設、川内診療所及び佐井地区診療所が実施する事業に係る起債の目的、限度額等を定めております。

また、重要な資産の取得については、むつ総合病院の臨床研修医宿舎外構及び高圧蒸気滅菌装置を、重要な資産の処分については、むつ総合病院の医療情報システムを定めております。

次に、報告第1号についてであります。本報告は、平成25年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつ総合病院において、新年度から技術職員及び病棟に勤務する看護職員のユニホーム変更に伴う経費、東診療棟冷温水コイル修理費、除排雪業務委託料などを増額しております。

また、むつ総合病院において、青森県健康増進・災害時医療連携ツール整備事業費補助金対象事業として、健康診断や訪問診療に使用する多機能車両及び車両搭載医療機器の購入費を追加しております。

以上をもちまして、上程されました5議案1報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで提案理由の説明を終

わります。

ここで議案熟考のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど出席議員の数を17人と申し上げましたが、15人の間違いですので、訂正させていただきます。

### ◎発言の訂正

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 先ほど運営方針の中で、「平成22年から24年」と申し上げましたが、団塊世代のところでございます。「昭和22年から24年」の間違いでございました。また、提案理由の議案第5号、平成26年度予算の企業債の説明の中で、「川内診療所」と申しましたが、「風間浦診療所」の間違いですので、議長においてよろしくお取り扱いのほどお願いを申し上げる次第でございます。大変失礼いたしました。

### ◎日程第5 一般質問

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第5 一般質問を行います。

### ◎目時睦男議員

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員の登壇を求めます。2番目時睦男議員。

（2番 目時睦男員登壇）

○2番（目時睦男） おはようございます。むつ市

議会の目時睦男であります。下北医療センター議会第122回定例会に当たり、通告に基づき一般質問を行います。

質問の項目は、大畑診療所の歯科診療再開についてであります。ご承知のとおり、大畑診療所は、地域住民の命と健康を守るという一念で、60床規模の病院として運営しておりましたが、青森県が策定した自治体病院機能再編成計画により、旧むつ市との合併と同時期の平成17年4月に19床に規模を縮小しての診療所となり、その後平成21年度には下北医療センター改革プランの実施により、入院病床を10床に縮小し、残るスペースを29人利用可能な介護老人保健施設を併設し、運営に指定管理者制度を導入して今日に至っているのですが、旧大畑町当時、大畑病院には常勤医師を配置して歯科診療を行い、医療の充実に努めてまいったところであります。

しかしながら、合併前の平成16年4月に常勤医師が郷里の北海道での開業を理由に退職することから、町は後任の医師派遣を岩手医科大学に再三要請したのでありますが、実現に至らなかったことから、やむなく休診をせざるを得ず、今日もその状態が続いているのであります。

しかしながら、大畑にはこの間、2軒の歯科開業医があったことから、住民の方々はさほど不便を感じないで来ておりましたが、2年ほど前に開業医が病気で亡くなったことから、残念ながら閉院となり、もう一軒は旧市内でも営業していることから、週に3日間、夜間だけの営業であることもあり、仕事の関係などで日中受診できない方々が利用しているようではありますが、夜間診療に不向きな高齢者の方々はやむなくバスを利用し、むつ地区の歯科に通院していることから、地元の歯科診療を望む声が多くなっているのであります。

そのようなことから、住民の要望に応え、大畑診療所の歯科診療の再開をすべきと思いますが、

見解をお示し願います。

以上を申し上げ、理事者の前向きで誠意ある答弁をご期待申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

平成15年に策定されました下北地域保健医療圏における自治体病院機能再編成計画により、当時の大畑病院については、歯科診療の見直しが掲げられ、それを受けまして、平成16年3月、当議会において歯科の廃止が決定されております。しかし、先ほど目時議員からお話のありましたように、昨年4月、大畑地区で開業されておりました歯科医師が病気で亡くなられたことから、大畑地区の住民の皆様がご不便を感じていることは十分承知しております。

さて、現在大畑診療所の管理は、指定管理者であります医療法人章士会が行っておりますが、外来診療の業務範囲には歯科が含まれておりません。もし業務範囲に歯科を含めようとする場合には、医療法人章士会の同意が必要となります。しかしながら、医療法人章士会には歯科医師が所属していないことから、同意は無理であると思われるので、大畑診療所の歯科診療を再開すべきのご質問ではありますが、困難であると申し上げざるを得ないところであります。

また、一度民間に委ねた歯科診療を再び公的運営に戻すには、歯科医師の確保をどうするか、また設備の購入などさまざまな問題が生じてまいります。このようなことから、現段階ではあらゆる機会を通じまして、大畑地区での開業を働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。



○2番(目時睦男) 今管理者のほうから答弁をいただいたわけですが、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、端的に答弁の内容をお聞きをしますと、指定管理者制度を導入している、このようなことから、結果として診療所への歯科の再開はできない、無理だという、そして大畑の実態については承知している中から、民間開業医の方々に働きかけていくと、このような趣旨の答弁と受けとめをいたしました。

若干実態も含めてお話をさせていただきながら、再度の答弁をいただきたいわけですが、先ほど壇上で申し上げましたように、日中営業している歯科診療施設の状況を見れば、大畑以外の地区には下北医療センター管内で20から21の公設民営の医療機関が存置をされているわけでありませう。特に大畑の実態を見ますと、高齢者の方々が、以前車を運転しておったけれども、自分も高齢になってきているというような状況も含めて、むつ市内の病院に治療に赴かなければならないという実態の中で、その交通機関が下北交通等のバスを利用しての通院、こういう中で、この往復のバス賃が1,120円、大畑から旧むつ市へバス賃が掛かるわけでありませう。ご承知のように、歯科の診療については、私も治療をしているわけでありませうが、まず期間が長くかかる、そして通院の日数が多い、こういう状況の中では、この交通費の負担を含めて、治療費はもちろんでありませうが、大変な状況となっているわけでありませう。

高齢者の方々は、ほとんど年金生活者でありませう。今年度から国の状況によりませうと、年金が0.7%引き下げになるという状況も含めたときに、生活を維持していく部分と、この歯科診療との関係、大変な状況が生まれているわけでありませう。そういう状況の中で、大畑に診療施設があれば、エリアとして風間浦村の下風呂とか易国間方面の

方々もその医療施設を利用して歯科診療ができるという、こういう利便性もこれまた出てくるというようなことになるわけでありませう。

下北の状況の中で、旧市町村含めて各地域で歯科診療の公設民営含めて、大畑は先ほど言ったように、今1軒あるだけでありませうが、夜間だけの営業ということでは。日中の営業をしているところは、大畑以外は全部にあるわけでありませう。私は今置かれている状況の中で考えたときに、歯科の医療施設というようなことは、当然のこととして必要不可欠な状況にあるのではないかと認識しているわけでありませうが、その点についてどのような認識を持っているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長(鎌田ちよ子) 管理者。

○管理者(宮下順一郎) 現状をどういうふうに認識しているかというお尋ねでございましたけれども、私もやはり目時議員と同じような気持ちは持っております。大畑地区の住民の皆様方がご不便を感じているということは、十分承知をいたしておるところでございます。

○議長(鎌田ちよ子) 2番目時睦男議員。

○2番(目時睦男) 大畑診療所に指定管理者制度を導入しているということから、指定管理者のほうで歯科の診療はしていないということもあって、スタッフ含めて配置が無理だろうと。指定管理者制度の中で公募をする場合に、歯科診療も求めていった場合に、指定管理者に応募する方々は、その診療ができるか否かという、ただ、今現在指定管理者制度を導入している過程の中でありませうから、その点については指定管理者のほうとの協議をしていただければと、このように思っているわけでありませうが、その点についてはどのように考えているのか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長(鎌田ちよ子) 管理者。

○管理者(宮下順一郎) 現在の指定管理者、医療

法人章士会、この場面では、最初の公募の際には  
歯科診療ということは入っておりませんでした。  
これまでの経緯をお話をしますと、先ほど壇上でも  
お話をいたしましたように、平成何年でしたであ  
らうか、これは、平成16年の3月、この当議会  
におきまして、これが廃止を決定いたしました。  
そして、大畑病院にありました医療機器、歯科医  
療機器等が、その部分において、それまで勤務な  
さっていた方、たしか北海道に移ったというふう  
なことをございますけれども、その際譲渡をして  
しまっているわけをございます。そういうふうな  
状況を考えますと、現在も全く診療所の中には歯  
科診療の部分、少しありますけれども、ほとんどの  
部分がないというふうなことも聞いておりますし、  
また指定管理を応募する段階で歯科診療という  
ふうなことは、当時要件として入っておりませ  
んでした。そして、その後さまざま地区の方々か  
らもお話がございました。私も聞いております。  
その部分において、現在の章士会のほうにお尋ね  
をしましたら、いい感触は全くありませんでした。  
そういうふうな経緯でありますので、この部分に  
おいては、やはり今後あらゆる機会を通じまして、  
先ほど壇上でもお答えいたしましたように、民間  
の歯科医の皆様方にお話をしていくべきものなの  
だと、こういうふうにご理解をしております。

この部分において、確認をいたしましたら、夜  
間診療週2回ですか、その先生にも先般お会い  
いたしました。この部分でも十分お話をしており  
ますし、さまざまな機会を通じてお話を進めてい  
ければと思います。

以上です。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 大畑の実態の中で、今管理者  
がおっしゃいました民間の開業医の方々にも働き  
かけをしながらという答弁をいただきました。

むつ下北の歯科医師会、具体的にはあるわけで

ありますが、それらのほうにも働きかけをして、  
住民のニーズに応じていただければというふうな  
ことを私のほうからもお願いをしておきたいと思  
いますし、聞くところによればというか、状況か  
らしますと、亡くなった開業医の方の器械と施設  
については、相談の中で提供してもいいというか、  
売り払いになるのか、貸し付けになるのかわから  
ない、具体的な部分については今後の内容によ  
うかと思いますが、そういうふうな意向もあると  
いうようなことをお聞きをしておりますので、そ  
の点も含めて、民間の開業医なり等の診療がで  
きるような状況も含めて、今後検討していただ  
きたいということを要望して一般質問を終わら  
せていただきます。ありがとうございます。

○議長（鎌田ちよ子） これで目時睦男議員の一般  
質問を終わります。

## ◎日程第6 議案審議（質疑、討論、 採決）

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第6 議案審議  
を行います。

### ◇議案第1号

○議長（鎌田ちよ子） まず、議案第1号 一部事  
務組合下北医療センター職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。こ  
れで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いた  
します。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第4号 平成25年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第5号 平成26年度一部事務組合下北医療センター予算を議題といたします。

質疑ありませんか。2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 1点だけ、26年度の予算について質問をさせていただきたいと思います。

先ほど管理者のほうからの提案理由の中で、大間病院、大畑診療所、脇野沢診療所、佐井地区診療所の医療機器の整備事業を予定していると。もう一つには、川内診療所と風間浦診療所では器械備品の購入というようなことが提案理由の中で述べられているわけですが、具体的にどのようなものを購入するのか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（飛内導明） 目時議員のご質問にお答えいたします。

医療機器の関係でございますけれども、大間病

院では生化学自動分析装置、それから透析用監視装置8台を購入予定でございます。

それから、川内診療所でございますけれども、内視鏡システムという医療機器を購入予定でございます。

大畑診療所につきましては、超音波診断装置等を購入予定でございます。

脇野沢診療所ですが、デジタル画像診断システムを購入予定でございます。

それから、風間浦診療所につきましては、全身複合治療器を購入予定でございます。

最後に、佐井地区診療所につきましては、歯科診療台、それから歯科診療ユニットを購入予定でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### ◇報告第1号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（鎌田ちよ子） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第122回定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時55分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ち よ 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 濱 田 栄 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 竹 内 典 和